

【参考資料】

＜たき火の届出制度＞

法令上の根拠	火災予防条例第45条
制 度	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等が、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為となる場合に、消防機関へ届出する。 ※すべてのたき火が届出の対象ではなく、 <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのあるたき火が該当となる。</u>
効 果	たき火の実施を把握し、たき火を行う者に対して、消火準備等の防火指導を行う。
届出対象区域	●当組合：市町の全域を対象区域とする。 【国通知】市・町の林野周辺の区域（森林法第5条の地域森林計画の区域） ※林野火災予防対策関係 質疑応答集から、 <u>市町の全域を対象区域にすることも可能。</u>
届出対象期間	●当組合：通年（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのあるたき火が該当） 【国通知】 <u>1月～5月</u> ※林野火災予防対策関係 質疑応答集から、 <u>たき火のみ対象期間等を指定することも可能。</u>

＜火入れの許可制度＞

法令上の根拠	森林法第21条
制 度	森林法における火入れは、森林またはその周囲1キロメートル以内にある土地で、立木竹、雑草、堆積物などを焼却する行為をした場合、事前に市町村長の許可が必要である。
たき火の届出との関係	森林法第21条の許可対象となる火入れは、基本的にたき火に包含される行為であり、火入れを行う者が火入れの許可申請とたき火の届出の重複した申請・届出を行う必要がないように許可部局と消防本部との間で情報共有を徹底する。